

## 総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和5年1月11日(水曜日)  
午後2時55分～午後3時05分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和委員長 坪井康男副委員長  
山中佳子委員 高木法生委員  
岡山隆委員 村田弘司委員  
山下安憲委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員  
竹岡昌治議長
- 6 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 西山聖子 議会事務局副主幹  
阿武泰貴 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
波佐間 敏 副市長 藤澤和昭 総務企画部長  
中嶋一彦 総務企画部次長 落合浩志 庁舎整備推進室長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後 2 時55分開会

○委員長（猶野智和君） ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

それでは、さきの12月議会において、市長から議案提出され継続審査になっております3件について審査いたしますので、御協力をお願いいたします。

継続審査になっている議案は、議案第92号美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについて、議案第93号美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについて、及び議案第94号美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについての3件であります。

この3議案については関連がありますので、会議規則第88条に基づき、一括議題といたします。執行部から説明を求めます。中嶋総務企画部次長。

○委員長（猶野智和君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時57分再開

-----  
午後 2 時58分開会

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。それでは執行部、説明をお願いいたします。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、議案第92号は、美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについてであります。

美祢市新本庁舎につきましては、令和3年度より工事に着手しておりますが、地質調査及び先行掘削工事等の増加により、工期に遅延が生じるとともに工事費が増額となったことから、当初の工期、令和5年3月24日までを令和5年8月31日までとし、また、当初請負契約金額16億3,570万円を2億9,590万円増額し19億3,160万円と変更するものであり、美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第93号は、美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについてであります。

これは、議案第92号で御説明したとおり、美祢市新本庁舎建築工事の工期に遅延が生じたため、一体的に施工する必要がある美祢市新本庁舎電気設備工事においても工期を延伸する必要があることから、当初の工期令和5年3月24日までを令和

5年8月31日までとし、また、当初請負契約金額2億1,450万円を220万円増額し2億1,670万円と変更するものであり、美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第94号は、美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについてであります。

これにつきましても、議案第92号で御説明いたしましたとおり、美祢市新本庁舎建築工事の工期に遅延が生じたため、一体的に施工する必要がある美祢市新本庁舎機械設備工事においても工期を延伸する必要があることから、当初の工期令和5年3月24日までを令和5年8月31日までとし、また、当初請負契約金額3億6,080万円を1,133万円増額し3億7,213万円と変更するものであり、美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5項——5号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑を行います。質疑は……村田委員。

○委員（村田弘司君） ただいま提案されました議案第92号、93号、94号、いずれも新庁舎等の建設に係る建築、電気設備等の議案であります。

これにつきましては、さきに行われました新庁舎等建設特別委員会において、十二分に議論されたものというふうに理解をいたしております。

したがいまして、この後、討論から入っていただくということを提案したいと思っておりますが、委員長のお取り計らいよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 今、村田委員から御提案ございましたが、皆様いかがが……  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） よろしいでしょうか。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑を終了いたし——いたしまして、討論のほうに入りたいと思います。

各議案に対する討論、御意見はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 私は、本議案について、12月議会で継続審査ということで主張いたしました。

その後、先ほどの特別委員会において、執行部より、要するに3億円工事金額が増えましたよ、工期が5か月延びましたよと、その理由が、執行部はずっと予期しない特別な事情の発生によってそうなりましたと、こういう御答弁でありました。

私は、そうじゃないんじゃないんですかという立場で、盛んに質問したわけですが、先ほどの特別委員会において、こういう執行部の発言がございました。

で、3億円増額、5か月延伸。それは、確かに予見全くできない話ではなく——ないけれど、実施設計の段階で、全て67本杭を打つ箇所にボーリング調査をして、オールケーシングをするかしないかと。これを調査するのは、諸般の事情によって、極めて非現実的であると。よって、それを省略して、工事業者に調査をお願いしたと、このような趣旨の発言がございました。

これで私は——私の疑問は氷解いたしましたので、本件について賛成をいたします。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより各議案を採決いたします。

まず、議案第92号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第94号を採決いたします。本案について、原案のとおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、審査事項は全て終了いたしました。

その他、皆さんから何かございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時05分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月11日

総務企業委員長